平成２５年（フ）第１７３号
徳島県徳島市国府町和田字原淵35番地の６、旧住所徳島県徳島市昭和町８丁目91番地の14
債務者　髙田　典明
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７６号
徳島県阿波市吉野町柿原字原89番地10
債務者　上野　昭祥
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７７号
徳島県阿波市吉野町柿原字原89番地10
債務者　上野　吉野
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７９号
徳島県小松島市立江町字東金岡11番地
債務者　赤岩千代美
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８２号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内381番地１石井曽我団地1137号、旧住所徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外２番地１
債務者　藤本　惠子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８４号
徳島県板野郡松茂町満穂字満穂開拓55番地松茂東団地県営住宅234号室
債務者　坂本俊太郎
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
徳島県阿波市阿波町桜ノ岡24番地　桜ノ岡団地18号
債務者　本上　敬江
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０１号
和歌山市湊北町１丁目25番地
債務者　九鬼　**甚**一
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２０２号
和歌山市湊北町１丁目25番地
債務者　九鬼　省三
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４１号
和歌山県紀の川市粉河3424番地２
債務者　玉置　公一
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４８号
和歌山県橋本市隅田町中下197番地の35
債務者　長瀧千賀子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２５６号
和歌山県紀の川市粉河1180番地　むつみホーム205
債務者　安藝　晴美（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７１号
和歌山県有田郡有田川町大字長田210番地１
債務者　中尾　　保
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９０号
和歌山市田尻116番地の３
債務者　岩﨑　昭弘
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２９３号
和歌山県橋本市高野口町名古曽1130番地
債務者　井本とし子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４８号
山口県岩国市旭町１丁目11番30号
債務者　松本　明人
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第５８０号
神戸市北区東大池３丁目７番９号
債務者　吉田　興和
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６００号
神戸市兵庫区上庄通２丁目２番11号、従前の住所兵庫県川辺郡猪名川町猪名川台２丁目３番地３
債務者　奥尾　隆博
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　神戸地方裁判所第３民事部